

妊婦支援給付金について

妊娠・出産期の経済的な負担を軽減するため、妊娠届出後と出産後の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

給付金を受けるためには、手続きの期間内にスマートフォンから手続きが必要です。

対象者と手続きの時期

市内に住民票を有する妊産婦の方が対象で、和歌山市では、次の時期に手続きの案内をさせていただきます。

《1回目》 保健センターで妊娠届を提出されたとき

《2回目》 出産後、乳幼児全戸訪問事業などでご自宅にお伺いしたとき

支給額

《1回目》妊娠届出後 **5万円**

《2回目》出産後 **出生児_(胎児)の数×5万円**

※妊娠が継続されなかった場合(流産・死産など)でも、両方とも受けていただくことができます。

支給までの流れ

《1回目》妊娠届出後

- ①保健センターで妊娠の届出をし、助産師や保健師による面談を受ける
面談時に、IDとパスワードをお渡しします。
- ②スマートフォンから手続きをしていただきます。

手続きは、スマホで完結します。
IDとパスワードの受け取り後、
お早めにお手続きください。

《2回目》出産後

- ①出生届出時に、母子健康手帳最終ページにある出生連絡票(こんにちは赤ちゃん事業)を提出
- ②ご自宅を訪問(出生連絡票提出の翌々月に、助産師、保健師などが訪問します。)
面談時に、IDとパスワードをお渡しします。
- ③スマートフォンから手続きをしていただきます。

1回目・2回目ともに、手続き後、1~2か月程度でご本人の指定する口座に振り込みます。
また、振込が完了すると、申請者宛てにメールでお知らせします。

問い合わせ先

和歌山市保健所 地域保健課 妊婦支援給付金担当

メールアドレス boshishien@city.wakayama.lg.jp TEL 073-488-5120

裏面にQ&Aが続きます

Q & A

Q 申請は、夫が行っても構いませんか？

A 妊婦支援給付金は、法律上、妊娠に着目した給付となっており、妊婦（産婦）の方以外申請していただくことはできません。受取口座も、妊婦（産婦）ご自身の口座をご指定ください。

Q 給付の対象となる妊娠の定義（妊娠週数など）はありますか？

A この給付金では、医師等による「胎児の心音の確認」がなされたことを妊娠の定義としており、通常、産科医療機関など受診後に渡される妊娠届出書に記載されている内容により確認をさせていただきます。

Q 妊娠確定（胎児心拍の確認）後、流産・死産となりました。給付金を受けることは可能ですか？

A 流産・死産となった場合でも、1回目、2回目両方とも受けていただくことができます。「出産後」と記載されているものは、「流産・死産が分かった後」と読み替えて手続きしていただくこととなります。

Q 1回目の支給を受け、その後出産まで至らなかった場合、手続きの案内はどうなるのか？

A 出産に至らなかった場合、乳幼児全戸訪問事業などでの2回目の支給案内を行うことができないことから、他の2回目の支給手続きをされていない方と合わせて、手続きをお忘れでないかの案内をさせていただきます。

ただし、転入出の履歴がある場合など、案内が行き届かない場合もありますので、2回目の支給を希望される場合は、個別にお問い合わせください。

Q 転入・転出をした場合は、どちらの自治体に手続きをすればよいですか？

A 現時点で住民票が置かれている自治体に手続きをしてください。

Q 手続きを忘れていました。いつまでなら給付金を受けることができますか？

A 次の期間内であれば手続きが可能です。

《1回目の支給》妊娠確定日（胎児の心拍が医療機関において確認された日）から2年以内
《2回目の支給》出産予定日の8週間前の日から2年以内

Q 書面での手続きはできませんか？

A スマートフォンからの手続きをお願いしております。どうしても難しい場合は、個別にお問い合わせください。

Q 振込先口座は旧姓名義のままでも構いませんか？

A 旧姓名義の口座でも振込は可能ですが、別途改姓前後の氏名を確認する必要がありますので、①旧姓名義の口座への振込を希望する旨、②現氏名（住民票上の氏名）、③旧氏名をメール又は電話でお申し出ください。なお、オンライン申請フォームでは、申請者名カナと口座名義人カナが一致しないとエラーが表示される仕様となっていますので、口座名義人カナは、住民票上のカナを入力してください。メールまたは電話でのお申し出の後、保健所において手動で訂正します。

Q 給付金はいつ振り込まれますか？振り込まれたことの通知はありますか？

A 毎月5日と20日（市役所の休庁日は除く）が支払日となっており、内容に不備がなければ、おおむね手続きから1～2か月で振込をさせていただきます。

また、支給が完了した日には、ご本人宛てにメールで連絡をさせていただきます。